

## 都市大山崎の歴史的位置

小 西 瑞 恵

### はじめに

大山崎ないし山崎（京都府乙訓郡大山崎町と大阪府三島郡島本町山崎の地域）は、戦前から大山崎油神人についての商業史的研究によってよく知られてきた<sup>1</sup>。これとは別に、清水三男は戦前に大山崎上下保について「神社の保」として取り上げ、京都における祇園社領の保や松尾社領西七条の六箇保や宇治の番保とともに分析している<sup>2</sup>。ここでは地域的結集組織としての保と商業との関わりが指摘されているが、これらの保を都市の地域区画の単位として把握する視点はみられない。

大山崎を都市として初めて分析したのは、戦中における原田伴彦の『中世における都市の研究』で、山崎を人口1500人ないし2000人以上の離宮八幡宮の「社寺関係都市」として分類している。離宮八幡宮門前町の山崎では、「山崎諸侍」という土着的武士層がいるとの指摘や、中世末期の金融に関する都市法制への注目もある。また、戦後の『日本封建都市研究』に載せられた「中世都市の自治的共同組織について」では、惣町結合の形成と内部組織について大山崎の例もあげて分析し、都市自治体が農村の共同的な自治組織の関連の上に形成されたこと、ピラミッド型の惣町組織のあり方について述べ、惣町結合の性格を地侍的門閥的町民（=商人）の動向が都市共同体の性格を決定するとし、封建的統一と中世的惣町組織の解体について述べている<sup>3</sup>。しかし、大山崎を都市としてみる見解が、ただちに一般的になったわけではなかった。

わたしは、二つの論文で大山崎を中世都市として分析した<sup>4</sup>。新しい中世史料の発見により、原田伴彦の都市論の段階では不可能だった大山崎の内部構造の解明が可能になったからである。従来は、859年（貞觀元）に離宮八幡宮が成立したと考えられていたので、大山崎は離宮八幡宮の門前町と見られてきたが、わたしは離宮八幡宮の成立についての史実が不明であることを実証し、従来の見解を否定した。そして、大山崎の地主神が天王山山頂近くに祀られた天神八王子社であり、大山崎上下十一保の惣町共同体が天神八王子社を紐帶にしていたことを明らかにした。

これ以後、大山崎を都市として分析する脇田晴子・今井修平・仁木宏・福島克彦らの研究が続き<sup>5</sup>、大山崎は学説史の上で中世都市としての位置を確立したといえる。わたしはここで改めて大山崎の諸研究をふりかえり、都市大山崎の歴史的位置について論じたいと考える。大山崎についての実証面での研究成果は、この規模の中世都市としては驚くほど豊富で高度なものがあるが、それでは大山崎が中世都市のうちで、どのような特質をもち、どのようなタイプに属する都市なのかという問題について、統一的な理解が確立しているとは思えないからである。ふたたび、都市大山崎を検討するゆえんである。

## 一 都市大山崎の学説史と問題点

すでに触れたように、わたしは「地主神の祭礼と大山崎惣町共同体」で、大山崎上下十一保の住人等は地主神の祭祀組織を通じて組織されていることを初めて明らかにし、鎌倉時代初め（十三世紀初頭）の藤原定家による『明月記』の記述から、大山崎の二つの祭礼を検討し、大山崎神人は石清水八幡宮を紐帶とする宮座（すなわち商業座）を通じて組織され、その第一の重役が四月三日の日使神事だとした。これは例年頭人を差定する形で施行され、それを日使頭役と呼び、そこから日使神事のことを日使頭祭とも呼ぶ。また、わたしは、この基底に、地主神である天神八王子社（もとは山崎神社・自玉手祭来酒解神社）を紐帶とする祭礼が存在していたことを明らかにし、『明月記』にみえる四月八日・十日の祭礼が山崎の祭礼だとした。『島本町史』の編纂過程で発見された戦国時代から江戸時代にかけての7冊の「童使出銭日記」（藤井光之助氏所蔵）が、地主神の祭礼の実情を詳細に示してくれたからである<sup>6</sup>。そして商業座の展開と大山崎十一保の成立を、惣町共同体として分析した。保という地域区画は、地縁的結合の単位であり、支配の側からみれば行政区画でもあるが、しばしば〈町〉と称されるところからも明らかなように、町の同義であり、保を単位とする地縁的結合体を惣町共同体と規定できるとした。

次に、「中世都市共同体の構造的特質」において、わたしは宝積寺文書から1257年（正嘉元）の「山崎長者等山寄進状（一志則友等山寄進状）」を紹介し、鎌倉時代に八人の長者衆が存在したことを明らかにした。この長者は「天神八王子大政所長者」と呼ばれる地主神の祭祀組織の長であり、在地の有力者であり、大山崎神人の長でもあった。大山崎の宮座と惣中の組織、および石清水八幡宮を紐帶として構成される油神人の宮座（商業座）との関連について述べている。また、大山崎における〈一保一頬〉といった都市的地域区画と都市的景観の成立についても論じている。

続いて脇田晴子は『日本中世都市論』のなかで、自治都市大山崎の成立とその構造を詳細に分析し、自治都市成立の普遍的要因を追求した。わたしが解明した二つの祭礼については、ほぼ同一の理解であるが、保の成立については、「莊園寺社領も国衙の管轄も度外視した地域区分であり、そのことから両国にまたがる山崎津を管轄した使庁の設定した地域区分に端を発していると推測される。保の設定、保刀禰の任命は使庁が行なった、と考えたい」と推論している。特に大山崎の所領構造について、大山崎が中世を通じて、石清水八幡宮領はもちろん、相応寺領・成恩寺（西願寺）領・春日神社領大山崎石井荘・円満院領閔戸院・山門領などの寺社領が存在していたことを明らかにし、不入・検断権獲得と惣中の構造について、〈神人在所〉の不入権の獲得が鎌倉時代末期に達成されたこと、応仁・文明の乱によって惣中が自検断を獲得したことを明らかにし、侍衆（社家=神人、すなわち特權的座商人）の老若による多頭的共和制的支配による自治都市の構造を論じている。惣中が自治権を獲得する過程や自治権の内容の分析は詳細であり、また近世における離宮八幡宮の神領としての社家支配が自治都市として存続することも論じている。

また今井修平「近世大山崎離宮八幡宮領の構造——中世都市共同体の近世的変貌——」は、『大山崎町史』の編纂作業を経て発表されたもので、従来の近世都市研究が、幕藩制構造論や国家論の中から生まれたもののが多いため、石高制・兵農分離に規定される近世的特質に関心が集中

し、三都（江戸・大坂・京都）や城下町に対象が限定される傾向があることを指摘し、畿内都市の多くは中世都市の系譜をひくものが多いのに中世都市から近世都市を連続的にとらえた研究が最近殆どないという現状に鑑み、中世自治都市であった大山崎が近世になってどう変化するかを追求した仕事である。中世史の学説整理については、ほぼ脇田晴子の成果に基づき、離宮八幡宮は本所の石清水八幡宮に対抗した油神人によって大山崎に祭られていたと推定されるが、それ自身は所領を有していなかったことを確認している。また離宮八幡宮文書は大山崎惣中文書であるとしている。離宮八幡宮文書は、1678年（延宝6）に作られた「大山崎惣中」の墨書をもつ木箱に納められ、離宮八幡宮に伝えられたものであり、離宮八幡宮が大山崎惣中の近世的存在形態だったことを示唆していると述べている。今井説の重要なところは、大山崎油神人（侍衆＝特権的座商人）が離宮八幡宮の社家という身分集団になることによって、はじめて中世自治都市としての構造を存続できたとしているところである。しかし、かれらは封建地代に寄生するだけで近世的経済発展からはとり残されて衰退に向うとし、かわって発展の担い手になったのは中世に地下人と称された一般町人だったのではないかと推論している。近世の都市住民は一般的には、このような被支配身分の町人階級だったのではないかと結論している。この点で、中世自治都市の共同体と、近世都市を構成する地縁的共同体とは質的に相違するとし、近世の大山崎については、自治的（共和制的）性格を認めるとしても、その担い手が社家として領主身分化することによってのみ可能であったのだとしている。この点についての評価が、脇田説とは異なると思われる。

次に、仁木宏編『大山崎宝積寺文書』は、宝積寺文書の全容を初めて明らかにした仕事である。そこでは、宝積寺文書が宝積寺現蔵分・尊經閣所蔵分・京都大学総合博物館所蔵分・その他のものから構成されていることと、その伝来について述べている。また仁木宏は、「中世都市大山崎の展開と寺院——平安～織豊期の都市構造——」で、九～十六世紀の都市大山崎を舞台に、都市の性格と寺院のあり方のかかわりを追求し、特に、中世後期、大山崎が神領とされ、都市民が神人として特権を拡大していった時期に、都市民と寺院はどのような関係を取り結んでいたのだろうか、と問いかけている。ここでは各寺院の草創と権門による都市分割と寺院支配、室町幕府の成立と大山崎の神人在所としての確立、宝積寺の幕府への接近と新たな展開（他の都市寺院の衰退）が論じられ、十四世紀以降に多数の新しい寺院（寺庵）が成立する事実については、<イエ>の寺庵の創設だとしている。羽柴秀吉による1582年（天正10）から1584年（天正12）の山崎城の後、中世都市・自治都市としての大山崎は終止符を迎えて消滅し、公権力と都市共同体が直接かつ唯一対峙する近世都市が完成していくとする。江戸時代の大山崎は中世の神人の系譜を引く有力都市民が社家中として幕府からその行政を委任されていたというのが、仁木宏の近世都市大山崎の見通しであり、近世都市大山崎の歴史的評価については、脇田晴子や今井修平とは明らかに異なっている。また福島克彦は、『自治の街、大山崎』（大山崎町歴史資料館発行）で、大山崎における保の復元図や大山崎寺院配置図などを作成し、大山崎の実証的研究の成果として最新の内容となっている。

これまでみた大山崎の都市史的研究を総括してみると、従来のように離宮八幡宮が859年（貞觀元）に成立したと考える見解は皆無であり、中世の大山崎が離宮八幡宮の門前町だとする原田

伴彦の分類は完全に否定されたといえる。例えば、離宮八幡宮が中世には所領を持たないことが明らかになっているが、その事実は離宮八幡宮の成立がかなり遅れたものであることを示している。離宮八幡宮は室町時代に成立したと考えるのが、現状では研究者の共通した見解だといえるだろう。現在でも離宮八幡宮には氏子集団・組織がなく、大山崎で存在するのは、自玉出祭来酒解神社（中世・近世では天神八王子社）の宮座・氏子集団であり、離宮八幡宮の名は、その縁起類を除けば、離宮八幡宮文書の文明年間と思われる「細川勝元書状」にみえる「離宮之神前」が初見だからである。

従来の研究で、見解が分かれる問題をあげると、第一は大山崎の保がいかにして成立したかという問題である。第二は中世自治都市としての大山崎の位置付けの問題、第三には中世都市大山崎と近世都市大山崎の歴史的評価の問題である。これらの問題を検討しながら、他の中世都市との関連性についても論じ、都市大山崎の歴史的位置を明らかにしたいと考える。

## 二 港湾都市大山崎についての諸問題

大山崎の地は、653年（白雉4）に孝徳天皇が山崎宮を造営させ、725年（神亀2）9月には、行基が山崎橋を作っているように、古くから景勝地として知られ、交通の拠点でもあった。特に平安京の時代になると、都の西郊に位置し、水陸両交通路を兼備するこの地域には山城山崎駅が設置され、港湾は淀津とならぶ交通の要衝として、山崎津・河陽津と呼ばれ、都の外港的機能を果たすようになった。津頭に集落が早くから成立していたことは、813年（弘仁4）2月の「津頭三十一家失火」（『日本後記』）や864年（貞觀6）8月の「山崎橋南四十余家流失」（同前）が示し、855年（齊衡2）10月18日には「山城山崎津頭失火、延焼三百余家」（『文德実録』）とあるから、すでに千人以上の人口があったことが解る。住民としては運送業者や遊女達以外に、酒造業者や魚塩商売をはじめとする数々の商家が立ち並んでいた。

平安時代の民衆の動向を知るためのものには、『本朝世紀』にみえる945年（天慶8）7月から8月にかけての志多羅神騷動がある。山崎郷刀禰等が大群衆を率いて神輿六基を石清水八幡宮に移座した事件である。これによって、山崎郷が刀禰層によって統率されていたことがわかる。974年（天延2）閏10月に、檢非違使が山崎などの津廻りを行なった際に、刀禰を先頭に看督長・府生・志・尉・佐が列をならべて廻り、政所に着き、刀禰が進める過状を取り調べたという（『親長卿記』）。山崎津には刀禰の行政所としての津政所があり、檢非違使庁の役人らが監督・巡回を行なっていたが、刀禰にも最下級の裁判権と犯人検察の権限が認められていた。

このように、十世紀の山崎郷が刀禰によって統率され、また畿内港湾を管轄する檢非違使庁が刀禰を支配機構の末端に据えている事実から、脇田晴子は大山崎上下十一保の成立について、檢非違使庁が保を設定し、保刀禰の任命も行なったと考えた。この説の可否を検討するためには、檢非違使庁が管轄する他の畿内港湾都市の事例を考察し、保や保刀禰が設定・任命された事例があるかどうかを調べなければならない。ただちに問題となるのは、淀津の場合だと思われる。淀津については、小林保夫や田良島哲らによる研究が発表されているので<sup>7</sup>、参照してこの問題を検討したい。まず小林保夫は「淀津の形成と展開——淀十一艘の成立をめぐって——」のなか

で、淀津に居住する商売船が十一艘あったが、それは八幡神人十一人の持船で、この淀十一艘は石清水八幡宮を本所とする座的性格の強い船仲間であったことを再確認し、1443年（嘉吉3）に発給された過書には「海上」の字がなく、「河上」すなわち淀川・木津川・宇治川・桂川の河川での通行権のみを保障されたもので、兵庫関で課役が徵収されたとしている。この八幡神人は鎌倉時代には成立している淀魚市と密接な関係があった。淀でも津刀禰が存在したが、その職務は交通に関与し、津の維持管理にあたるもので、一定の得分を有していた。検非違使の津廻りが恒常化される以前の九世紀中ごろには、すでに津頭で下級官人として活躍していたと推論する。鎌倉時代になると、従来の津刀禰や間に代って、津沙汰人や船差しといった権門に従属しつつも、中央の官衙とも一定のつながりを有する人々が重要な役割を担ってきたとしている。また田良島哲「中世淀津と石清水神人」によると、中世の淀津の諸地域は、河原崎（この一部が淀と推定される）・下津（現在の大下津付近）・水垂（近世の水垂町と一致する）・納所（淀小橋の北の地区）であったことが明らかにされている。これらの研究を検討しても、淀では保による行政区画はみられない。検非違使庁が管轄する畿内港湾都市において、保が統一的な行政区画であったとすることができるのだろうか。淀津の地域は淀川の中洲である「島之内」にできた街であり、三川合流地点にあたるために、島之内と小橋でつながる納所の集落、桂川の対岸には水垂、大下津の集落が存在するといった地理的条件であり、これらの各拠点の複合的な集合体が淀津を構成していた。木津川をはさんだ西側の堤防上に存在する木津の集落も、淀津と密接な関係があった。このような地形では、大山崎でみられるような、まとまった行政区画はありえなかったと思われるから、他の事例を次に検討したい。

淀津以外に検非違使が巡検する港湾都市の例としては、大井津（梅津）や近江の大津があるが、ここでも保という行政区画を見出だすことはできない。ただ古代では、政治的軍事的緊急時に淀渡とともに宇治橋と山崎橋が警護されており、大山崎上下十一保と同様に宇治では一番から十番までの番保が存在するが、これは検非違使庁が設定したのではなく、地主神である宇治神社の祭祀組織に起源を持つものであることは、別稿ですでに詳しく述べたところである<sup>8</sup>。大山崎の場合、十世紀ごろに津刀禰が存在し、山崎郷刀禰が郷を率いていたことは確かであるが、津刀禰が山崎郷刀禰と一致したとしても、すでに保が成立していたというのは推論であるために、津刀禰が保刀禰であると結論することはできない。保の成立は鎌倉時代には認められるが、これらの保に属する人々は八人の長者衆によって統率されている。そして大山崎では、刀禰はかなり後世まで存在していた事実がある。1396年（応永3）5月3日、山崎刀禰等が菖蒲と艾を進上したことが、一条経嗣の日記『荒暦』に記されている。この事実は『執政所抄』に淀津の刀禰が摂関家に対して菖蒲を三十駄負担していた記述がみえることを想起させ、長年の慣行であったと思われるが、この記録から大山崎では刀禰と長者が併存していたことが解る。淀津では、鎌倉時代になると津刀禰に代って津沙汰人と呼ばれる下級莊官的性格の強いものが、津の管理者となって現れる。鎌倉時代の山崎津の実態については史料がないが、長者衆が津をも管轄していたとするのが妥当ではないかと考える。1048年（永承3）10月に、関白藤原頼通の高野山参詣に際し、検非違使右衛門志村主重基が仰せを奉って、「淀・山崎刀禰散所等」に十一艘の板屋形船を造らせて奉仕

させたことが、『宇治関白高野山参詣記』にみえる。大山崎には摂関家の散所があったが、1253年（建長5）に注出された『近衛家所領目録』（近衛家文書）には、山科・宮方・草薙・淀・山崎の散所がみえる。この摂津山崎にあった散所は、淀の散所と同様に河川と陸路におよぶ運送機能をもつものだった。長者衆のなかには、おそらく摂関家の散所に関わりをもつ有力者が含まれていただろうと考える。畿内在地領主で長者職をもつ河内水走氏や和泉和田氏が、商業や流通と密接な関係をもっていた事実を想起すべきである<sup>9</sup>。平安時代からみえる津刀禰は実権を失い、消滅していく運命にあったが、従来からの儀礼が行われる際に、その職掌を果たしていたものが、史料に留められたものであろう。

つぎの課題は、港湾都市としての大山崎の実態と歴史的な位置である。大山崎を畿内港湾都市の典型的なケースとして、自治都市の成立とその構造を論じたのは、脇田晴子である。しかしながら、そこでは大山崎の港湾の実態や港湾がどのように管理されていたかについては、まったく問題とされていない。この問題を解明するための史料が余りにも少ないととはいえ、畿内港湾都市としての歴史的位置付けを行なっている以上、この問題を検討しておく必要があるだろう。古代から山崎津が大きな機能を果たしていたのは確かであるが、中世でも山崎津は同様な機能を果たしていたのだろうか。具体的に山崎津の実態が史料には見えないが、わたしは同様に機能していたと考える。なぜならば、史料に「山崎胡麻船」が度々出てくるし、朝廷や幕府から大山崎は諸閥所津料の免除（勘過）を認められているからである。山崎胡麻船は山崎津に出入港したと考えるのが自然である。1399年（応永6）7月21日の「沙弥定景書下状」によると、住吉浦で漂蕩船積物内殿御燈油荘胡麻を住吉百姓等が取り散らしたとして、すべて大山崎方に返付するよう命じているが、これも山崎胡麻船が漂流したものであった。また、1327年（嘉暦2）3月、播磨国福泊雜掌良基等が山崎神人を語らい、往反の船に狼藉に及んだという「六波羅御教書案」が残っている（「東大寺文書」）。大山崎神人の悪党的行為を示す事件であるが、この事件も大山崎神人等が日常的に船舶を使い、瀬戸内海を往復していたことを証明している。

近年、新しく京都燈心文庫の所蔵となった史料が、従来から知られていた東京大学文学部所蔵の「兵庫北関入船納帳」に続くものであることが明らかにされ、両者を合わせた『兵庫北関入船納帳』の研究が行われている<sup>10</sup>。これは、1445年（文安2）から翌年正月までに兵庫北関に入港した船舶の記録であるが、そのなかに度々山崎胡麻船の記録が出現する。例えば、1445年（文安2）12月1日に入港した船の記録に、「別宮 山崎コマ四十一石 五斗 正月十日 若大夫 三郎太郎」とあるが、これまでの研究の成果によると、これは別宮を船籍所在地とする山崎胡麻41石を積載した船の関銭が45文で、納期は正月十日、船頭名は若大夫で、問丸名は三郎太郎という意味である。船籍所在地の「別宮」とは、阿波国板東郡萱島荘（徳島市川内町別宮地区）に属する中世の湊としての別宮で、地名は石清水八幡宮領萱島荘に勧請された八幡宮の別宮（現在の別宮八幡宮）に由来している。1329年（元徳元）11月2日の「六波羅御教書」によると、六波羅探題は阿波国柿原四郎入道笑三師房ならびに国衙雜掌以下の輩が吉野川に新闢を構えて内殿燈油料荘胡麻を押し取る行為を停止する命令を出している。年末詳10月19日の阿波国目代に宛てた「権律師某奉書」も、この問題に関連するものである。別宮は吉野川が形成した河口の三角

州上にあり、大山崎神人が油原料の荏胡麻を買い付けて船積みする拠点としての湊であったと想定される。

他に瀬戸内海に面した地域に存在する八幡宮別宮としてよく知られるのは、松原八幡宮である。この松原別宮が鎮守として存在するのは、十世紀末頃に八幡宮極楽寺領松原荘が成立したところであり、現在の兵庫県姫路市白浜町付近にあたる。大山崎神人で、井尻保に根拠地をもつ井尻氏が八幡宮社家から預所職を任命されており、1360年（延文5）の例では、御神樂御供米11石3斗の外、惣御年貢120石を橋本津に沙汰するのが役務であった。この井尻氏も、大山崎神人が船舶を利用していたことを示す実例である。『兵庫北関入船納帳』にも、松原を船籍地とする船が

表 『兵庫北関入船納帳』にみえる山崎胡麻船

入港年月日	船籍所在地	積載品目・数量	関銭	納入月日	船頭名	問丸名
文安2・2・9	塩飽	山崎胡麻83石	275文	29日	二郎五郎	道祐元ハ豊後屋
〃 3・26	観音寺	山崎胡麻60石 豆	667文	4・9	与五郎	豊後屋
〃 3・26	塩飽	山崎胡麻96石5斗	175文	4・4	泊太郎左衛門	道祐
〃 10・28	中庄	山崎胡麻30石			祐道	祐道
〃 10・28	牛窓	山崎胡麻120石	55文	11・17	掃部	衛門九郎
〃 11・2	番田	山崎胡麻50石 米塩	353文	11・7	大蔵	衛門九郎
〃 11・7	那波	山崎胡麻44石			衛門二郎	衛門二郎
〃 11・7	平山	山崎胡麻24石5斗 塩	430文	11・15	太郎左衛門	太郎左衛門
〃 11・8	牛窓	山崎胡麻48石	スリハチ六 束6文公事 45文札	11・13	枝舟掃部	掃部
〃 11・17	霸箸	山崎胡麻20石			岡内	左衛門四郎
〃 11・22	宇多津	山崎胡麻46石5斗			四郎二郎枝舟 三郎太郎	三郎太郎
〃 11・23	尼崎	山崎胡麻40石			太郎	
〃 11・26	那波	山崎胡麻44石 大豆5斗	53文	当日	衛門二郎	衛門二郎
〃 11・26	中庄	山崎胡麻46石		当日	祐道	祐道
〃 11・26	牛窓	山崎物45石	169文		藤七大夫	衛門四郎
〃 11・26	牛窓	山崎物61石	45文	12・7	掃部二郎	二郎
〃 11・26	番田	山崎物50石	320文	12・15	大蔵	衛門九郎
〃 11・27	牛窓	山崎物150石	45文	12・7	掃部	掃部
〃 12・1	別宮	山崎胡麻41石5斗	45文	正・10	若大夫	三郎太郎
〃 12・7	宇多津	山崎胡麻34石			六郎太郎	
〃 12・9	平山	山崎胡麻51石5斗 豆蕎麦塩	383文	12・14	与平四郎	二郎三郎
〃 12・15	那波	山崎物32石5斗 米豆	150文	12・15	形部二郎	木屋
〃 12・15	番田	山崎物75石	103文	12・22	大蔵	
〃 12・16	牛窓	山崎胡麻163石5斗			掃部	
〃 12・16	船上	山崎胡麻13石	45文	当日	吉内	衛門□郎
〃 12・18	鶴箸	山崎物胡麻26石	45文	2・23	六郎四郎	衛門四郎
〃 12・18	鶴箸	山崎物胡麻10石			二郎三郎	二郎三郎
〃 12・19	塩飽	山崎物20石5斗	55文	12・27	五郎二郎	五郎二郎
〃 12・20	中庄	山崎胡麻37石	45文		二郎中務	孫カ
〃 12・20	番田	山崎胡麻50石 豆塩			大蔵	衛門九郎
〃 12・28	塩飽	塩山崎物	1貫46文	正・10	太郎兵衛	道祐
文安3・正・10	那波	塩山崎物	那波塩3斗		衛門二郎	太郎

度々入港しているのがみられるが、積載品はほとんどが米で、ほかに塩と豆が出てくるが、これも「松原年貢内」の品物である。この年貢船は多くが八幡過書（所）物とされ、関銭を免除されている。

他の船籍所在地としては、宇多津（現・香川県宇多津町）や塩飽島（現・香川県丸亀市沖の備讃瀬戸に浮かぶ島々）がみえる。宇多津は1362年（康安2）に讃岐に渡った細川頼之が館を置いたところで、戦国時代にいたるまで讃岐の守護所となっている<sup>11</sup>。前述した別宮の位置する萱島荘も守護所勝瑞（藍住町）に隣接していたため、湊を重要視した守護細川氏が十五世紀を通じて支配権を強めていた。室町時代の大山崎は幕府守護権力による特権保護で油商業の独占権を保持していたから、このような便宜に拠るのは当然であろう。また、塩飽島はすぐれた造船・航海術をもった塩飽水軍の根拠地であり、大山崎がこのような瀬戸内海の水軍と関わりをもっていた事実は、注目されるところである。瀬戸内海の水運に実権をもった勢力との結びつきがなくては、大山崎の荏胡麻油商業も不可能であったということであろう。公権力から特権を確認されることによって、さらに商業を有利に展開する努力も続けられた。1479年（文明11）12月14日の「室町幕府奉行人連署奉書」によると、室町幕府は八幡宮大山崎神人等の訴えによって、河上関々が荏胡麻以下運上船に關料等を賦課するのを免除した。これは本来、諸関渡について勘過が認められていたのを、改めて確認したものである。このような事例からみて、中世の自治都市大山崎は、港湾都市としての性格を保ち続けたと結論できる。しかし、近世になって安価な菜種油が一般にひろく普及し、特権的座商業の既得権が否定されるとともに、大山崎を最大の生産地とする荏胡麻油商業は衰退にむかった。近世の大山崎を港湾都市として位置付けることができるのかどうかは、はなはだ疑問であり、港湾都市としての大山崎は、ほぼ中世の終りとともに終焉をむかえたと結論したい。

### 三 大山崎・京都・淀

このように中世の都市大山崎を港湾都市としての視点から再検討すると、大山崎が自治都市として孤立していたのではなく、少なくとも西日本の各地と有機的に連関していたことが解ってくる。もちろん大山崎は水路の拠点であるばかりではなく、西国街道に沿った陸路の要衝でもあったから、宿駅都市としての規定も同時に必要であり、後で検討するように、古代から近世を通じて、一貫して宿駅都市としての性格を保持している。

大山崎と最も密接な関係を保ち、大山崎の荏胡麻商業と切り離せない重要性をもっていたのは、言うまでもなく京都である。京都は荏胡麻油の最大の消費地であり、鎌倉時代から常設店舗が設けられた所であった。1279年（弘安2）に、八幡神人重能が日吉神人を称する蓮法法師から盗人の嫌疑をかけられ、蓮法が重能の妻女と息女をからめとり、息女を責め殺すという事件が起こった（『仁部記』）。この時、大山崎神人は八幡神輿を盗み出し、入洛するという入京噲訴事件を起こしているが、京都に大山崎神人が居住していたことから、京都に店棚を構えていたと解る最初の史料であるとともに、これ以後頻発する大山崎神人等の強訴事件の最初の記録でもある。また1304年（嘉元2）に大山崎神人十三名が八幡宮社頭に閉籠をした事件でも、八幡宮社務が彼らを

捕縛しようとした際、五名が神前で自殺するという「神人悪党」のふるまいをした。この閉籠事件の理由は不明であるが、自殺した五名のうちの助二郎は、「山路（崎カ）神人京都住人」であったことから、大山崎在京神人の商業特権なり、身分なりに関するものだったと推測される。

1363年（貞治2）6月にも、住京大山崎神人の祇園社馬上役のことについて、大山崎神人等が神輿で入京するという強訴入京事件を起こしている。この事件は、祇園社の当年の馬上役を差し付す目代が追捕狼藉の罪科を犯したためであり、幕府は祇園社目代を越中国に流刑にするという裁断を下した。この馬上役とは祇園社祭礼（祇園会、現在の祇園祭）の際に、祇園社中心の祭礼である神輿渡御に付随する馬上鉢やそれら神事のための費用を負担するもので、賦課方式は神事頭役制で、毎年頭人を差し付すやり方であった。この事件で大山崎神人が強訴入京したのは、住京神人に馬上役が賦課され、事情ははっきりしないが住京大山崎神人の追捕狼藉に及ぶという事件に発展したからである。この事件の本質は住京大山崎神人に賦課される謂われのない馬上役が賦課されたということではなく、祇園会敷地住人原理<sup>12</sup>からみて賦課されることに問題はないが、新興大山崎神人が洛中富家として差定されたいきさつに問題があり、祇園社目代という差定者が追捕狼藉を犯したために事件となつたものだと思われる。この背景には、おそらく京都の既存の土倉商人と新興の八幡宮神人等の対立があったと考えられる。そして大山崎神人が祇園会に奉仕することによって、京都住人としての、また洛中新興商人としての住京大山崎神人の位置は確立していったのである。

鎌倉時代の住京神人は、これまでにみた1279年（弘安2）の「八幡神人重能山崎御神神人」や、1304年（嘉元2）の「山路（崎カ）神人京都住人助二郎」といった例が示すように、大山崎から京都に進出した油商人だと考えられる。1376年（永和2）の「大山崎住新加神人等被放札注文」には、64人の新加神人等が大山崎十一保のうち、十保ごとにまとめられている。彼ら64人も基本的には大山崎から京都に進出した油商人だが、名字・姓のない者から構成されているところから、鎌倉時代に台頭する有力都市民層（清原・河原崎・津田・松田・井上・井尻・疋田ら）とは階層的に異なる新興商人だと考えられる。出身地の保単位に編成されているところからみて、荏胡麻の独占的買い付け（仕入れ）・製造・販売の特権をもつ大山崎本所神人から卸された荏胡麻油を販売したものと思われる。1445年（文安2）四月三日に日使頭役を勤仕した人名として「三条タカツシトイヤ（高辻問屋）」の名前がみえる（『蜷川家古文書』）。大山崎で製造される荏胡麻油を京都で配給する問屋であったと考えられる。

1465年（寛正6）8月にも、「京中油問」のことについて問題が起つたため、山崎雜掌疋田藤江が幕府側の蜷川親元へ申し入れをしている（『親元日記』）。これは、神事に従わないために、商売の事を押さえたから、御用の事は（大山崎方に）おっしゃってくれという申し入れであった。一方、大山崎から京都へ振り売り（行商）に出る油商人も多くいたことは、『七十一番職人歌合』に登場する「山崎油売り」によって周知のところである。1396年（応永3）に、東寺境内商人通行の禁を溝口保在住の二郎が破ったことが問題になっているが（『東寺百合文書』さ）、彼も行商人であったと思われる。ほかにも、1583年（天正11）の「中村亮子弥次郎」や1601年（慶長6）の溝口保の小亮弥衛門・辻保の日帰五郎衛門・関戸保の日帰弥二郎、1632年（寛永9）の「伍位

川日帰彦五郎」といった人名は、同様な行商人であった（「万記録」）。

「大山崎住京新加神人等被放札注文」が出された時期は、京都が〈四面町〉から〈四丁町〉に発達していく時点にあたっており<sup>13</sup>、新加神人等は面（通り）と頬によって店舗の所在を表示されている。これは片側町の景観を示すものである。彼らは大山崎の保ごとに編成されているとはいえ、その居住により、京都での地縁的共同体の結びつきから自由ではなかった。前述したように、1363年（貞治2）6月に住京大山崎神人の祇園会馬上役のことについて、大山崎神人等は強訴入京事件を起こしている。祇園会馬上役が五条ないし六条以北で四条を中心とした住人を対象としたことから、彼らの大部分は馬上役が賦課される地域に居住していた。実際に一条兼良撰の『尺素往来』には、「祇園会御靈会今年殊結構、山崎之定鉢、大舍人之鵠（笠鷺）鉢」とある。これは大山崎住京神人等が奉仕したものであり、大舍人座という座商人が出したと思われる鉢もあった。のちには祇園会（祇園祭）は町組主体の山鉢を中心とした祭礼になっていくが、これは祇園社中心の祭礼である神輿渡御に付随する馬上鉢で、それらの神事のための費用負担方式としての馬上役が賦課されていたのである。作山はすでに十四世紀の後半に記録があるが、十五世紀前半期の作山が現行の山鉢の母型で、そのころから山鉢が町によって経営されるようになったと考えられる。彼ら住京神人等は油商売だけでなく、紺・紫・薄打・酒麴等諸業商売を許され、万雑公事を免除されている。諸業商売を兼業するのは、中世商人の営業形態の特徴であるが、万雑公事免除の特権によって彼らは保護されたのである。やがて彼らは錦小路西洞院に八幡宮を建立し、結びつきの紐帶としたが、大山崎を本所神人として、その管轄から独立することはなかった。荏胡麻油の原材料は西日本の各地から大山崎に集められ、そこで荏胡麻油に製造され、京都や各地に配給されたからである。その意味でも、陸路水路の拠点としての大山崎が占める位置は、決定的なものがあった。次に検討する淀魚市をめぐる淀と大山崎との深刻な対立も、このような大山崎の商業・流通上に占める重要な位置に、その本質があった。

1383年（永徳3）に、八幡宮淀魚市神人等が八幡宮放生会を違乱し八幡宮社頭に閉籠するという事件が起こった。これは大山崎神人等が「塩商売新市」を開設するという動きに対し、淀魚市神人等が強硬に反対したもので、幕府から大山崎神人等に告文請文（起請文）を捧げるべきことが命じられている。この事件は大山崎神人等が荏胡麻商売だけでなく、既存の淀魚市に対抗して新しい塩商賣新市をも開設しようとしたもので、大山崎神人等は新市の開設を断念したが、淀魚市神人等も神職を解かれ処罰された。

小野晃嗣が述べているように、淀川を経由して京都方面に搬入を目的とする商売塩ならびに相物は必ず魚市に着岸して魚市で売買することになっており、独占していたのである<sup>14</sup>。これより後世の史料ではあるが、『兵庫北関入船納帳』にみえる山崎胡麻船の船籍地は瀬戸内海沿岸に位置するものが多く、塩や相物を運搬することは荏胡麻商売上の利益にもかなっていた。しかし淀からすれば、淀川下流に位置する大山崎に新市場を開設されたならば、淀魚市の特権は壊滅的な打撃をうけることが解っていた。それでは、大山崎では以後塩相物をまったく扱わなかったのかというと、大山崎内に塩屋という屋号がみえるから、淀魚市を通じて塩相物の商売を続けたものだろう。西岡に塩流通の拠点があったらしいことも、大山崎が間接的に塩の流通に関与しつづけ

たことを推測させる。このように、大山崎は商業・流通の拠点としての歴史的位置をもっており、港湾都市と宿駅都市として評価できると思われる。

#### 四 中世都市から近世都市への変容

中世の自治都市大山崎は惣中による支配を存続させて近世都市に変貌した。その評価については、意見が異なるとはいえ、その継続性について否定する見解は存在しないだろう。それでは、中世都市から近世都市への変容は、どのようにして可能となったのだろうか。

まず土地所有権の問題について、中世から近世への変革を考えてみたい。この問題について、脇田晴子は、1261年（弘長元）4月26日に井上式部が田の作手職を買得し、翌日清原時高が井上式部丞に田一反小の本役所当10合升油3升の収納権を4貫文で売り渡している例をあげて、井上式部がこの田についての作手職と本役所当収納権を集積することによって、上級の（荘園）領主的土地所有権は否定されていると述べている（京都大学所蔵「宝積寺文書」）。この清原時高は長者の一人で、執行でもあった人物である。また同様に、1499年（明応8）に清繁禪尼の宝積寺への仲興寺領畠1反の寄進状があり（同前）、ここでも本役として毎年油4合を嶋抜方へ納めることになっているが、嶋抜方とは大山崎神人で長者も勤めている大政所座の成員である。このように個人の本役收取権（すなわち領主得分権）の買得がみえることから、本役徵收権を領主から買得することが進んでいた事情が考えられるとしているが、個人の本役收取権（すなわち領主得分権）の買得が、惣中＝社家共同支配地になる過程は不明だとしている。わたしは、以前に明らかにした伊勢の港湾都市大湊の前身である塩の生産地、伊勢神宮領大塩屋御園において、南北朝時代から、まとまった御園の土地が次々に売却・買得されたのち、1432年（永享4）に10人の大塩屋惣里老分衆が、領主久阿から45貫文で買得した屋敷を12人の村人に配分したり、また所領検断職や大塩屋預所職を惣里老分衆が買得するという形で、伊勢神宮領としての荘園領主的土地所有権や支配権を変革していく過程と比較すると<sup>15</sup>、錯綜した所領構造を示す大山崎では、惣中が大山崎全体の土地所有権や土地支配権を獲得するといった大湊のような変革は不可能であったと考える。

それでは、大山崎における近世的土地所有関係の成立は、いかにして可能となったのであろうか。この疑問に応える解答として、わたしは本能寺の変直後の秀吉による大山崎の城下町化が、決定的な結果を招いたと考える。豊臣政権と大山崎惣中について、今井修平は油座については消滅し、経済的基盤が消滅したとしている<sup>16</sup>。そして山城検地後の大山崎の領有関係は、1589年（天正17）12月の「社家諸神人等持高目録写」にみえるとしている。これは、「御朱印写」ともいい、1716年（正徳6）に社家の疋田民部によって写されたもので、朱印とは秀吉の朱印である。これをみると、離宮八幡宮が21石、天神八王子社が29石の合計50石を与えられているのをはじめ、その社家諸神人衆が祭礼における役職に対して、合計157石4斗の石高を与えられている。この史料の後半部分には、日頭人并童使頭人衆として17人の有力町衆が49石6斗、4寺庵が30石7斗、惣中年寄として9人が30石9斗を認められているほか、居屋舗方として122石3斗がみえるのは、町屋の維持を計ったものと考えられている。これによって、大山崎惣中の構成者は

近世的な土地所有権、すなわち、大山崎における領主的土地所有権を認められたのである。織田政権の成立は惣中を政権の支配下においたが、基本的に惣中のありかたに変化をもたらさなかつたとされるのに対して、豊臣政権は土地所有関係の問題をとってみても、大山崎惣中を近世的支配秩序に組み込んだといえる。この意味で、仁木宏が中世都市大山崎に終止符をうったのは羽柴秀吉であると結論しているのも、充分に理解できる。

1601年（慶長6）7月に徳川家康が判物を出して、大山崎（惣中）に領域の土地を悉く返すとして、独自の自治的領有権を認めたのをはじめ、徳川政権は代々この特権を認め続けた。しかし、今井修平が述べているように、大山崎惣中は中世都市共同体のまま近世にまで存続したという結論を認めるとしても、それは形骸として存続したのではないかと、わたしは考える。十七世紀頃から大山崎が山崎八幡宮（離宮八幡宮）を中心として神領化していくのも、中世以来の階層構造を守るためであった。土地所有関係については、幕府から付与された持高を社家に配分する社家役田という賀茂社の往来田と同様な土地制度を通じて、中世以来の階層的支配秩序を固定化していった。この役田に関する規定としては、配分方法を定めた「嶋法度」が、1637年（寛永14）・1665年（寛文5）・1710年（宝永7）に定められている。「嶋」とは、ある一区画をなした土地のことであるが、ここでは役田のことである。賀茂社の往来田とは、京都の賀茂別雷神社（上賀茂社）で行われていた特殊な土地制度で、同社の氏人（社家）の共有の田地を百四十人分に区分し、年令順に百四十人まで給与されるというものである。賀茂社の場合は、賀茂氏の一族のあいだで田地を平等に配分するという制度が数百年間も続いたものであるが、大山崎の場合は惣中が一種の土地の共有制度を実施したもので、賀茂社におとらず稀有な実例であると思われる。賀茂社との相似性が示すように、近世の大山崎惣中は離宮八幡宮の社家の組織として存続していったのである。この支配秩序は惣中が財政的に破綻する十九世紀まで存続した。1856年（安政3）財政難に陥った大山崎は、一般町人を賄方に登用して改革を試みたが、時すでに遅く、改革は失敗している。

惣中の議会としての会合についても、中世の大山崎惣中が「算用之御会合」（「万記録」）といった具体的な機能をもつ寄合を開催していたのに対して、近世における神領化の過程で、会合は神事としての性格を帯びて儀式化していった。離宮八幡宮の神事としてみえる「会合初」は、毎年正月十一日に行われ、御神事会合初といわれる。ここでは、大山崎の最高責任者である当職（任期は六年）六人が文書を読み上げ、執事役を選定したという。その様子を描写した1799年（寛政11）の『諸国奇遊談』には、社殿の外で男女をまじえた人びとがこれを見物しているところが描かれ、この「会合初」がセレモニーであったことを教えてくれる。

## おわりに

これまでみてきた都市大山崎を、どのような都市のタイプとして規定できるのだろうか。中世については、高度な自治性をそなえた畿内港湾都市、ないし大山崎油神人の本拠地としての商工業都市と規定することができる。しかし、近世については、羽柴秀吉による城下町を経て自治都市としては変容していき、徳川政権の時代には神領化していったから、離宮八幡宮の神領として

の門前町と規定するのが妥当であろう。中世・近世を通じての都市としての規定ができないというのではない。古代以来、大山崎は交通の要衝としての重要性を保ち続けた。徳川政権からも、後には領域からの収入を前提に、宿駅人馬の継立が惣中に無償で義務づけられたのである。したがって、古代から近世まで一貫した都市の性格としては、宿駅都市という規定が可能である。この意味での都市大山崎の役割は歴史的に重要なものがあり、中世ではそれに加えて港湾都市・商工業都市としての役割が顕著だったと結論できる。

(2001年10月1日成稿)

## 註

- 1 小野均（晃嗣）「油商人としての大山崎神人」（『社会経済史学』1巻4号、1932年。後に『日本中世商業史の研究』所収、法政大学出版局、1989年）。魚澄惣五郎・沢井浩三『離宮八幡宮と大山崎油商人』（星野書店、1933年）、同『離宮八幡宮史』（1933年）。豊田武「大山崎油商人の活動」（『歴史地理』62巻5号。後に豊田武著作集第三巻『中世の商人と交通』所収、吉川弘文館、1983年）。脇田晴子『日本中世商業発達史の研究』（御茶の水書房、1969年）。
- 2 清水三男『日本中世の村落』「第二章 保と村落」（日本評論社、1942年）。
- 3 原田伴彦『中世における都市の研究』（講談社、1942年。後に復刻、三一書房、1972年）、『日本封建都市研究』（東京大学出版会、1967年）。
- 4 小西瑞恵「地主神の祭礼と大山崎惣町共同体」・「中世都市共同体の構造的特質」（『日本史研究』166・176号、1976・1977年。後に同『中世都市共同体の研究』所収、思文閣出版、2000年）。
- 5 脇田晴子『日本中世都市論』（東京大学出版会、1981年）。今井修平「近世大山崎離宮八幡宮領の構造」（『ヒストリア』97号、1982年）。仁木宏編『大山崎宝積寺文書』（京都大学博物館の古文書第8輯、思文閣出版、1991年）、同「中世都市大山崎の展開と寺院」（『史林』75巻3号、1992年）。福島克彦執筆『自治の街、大山崎』（大山崎町歴史資料館、1997年）、同「中世大山崎の都市景観と「保」」（中世史サマーセミナー報告レジュメ、2000年）。
- 6 大山崎関係の史料は『島本町史 史料篇』（1976年）と『大山崎町史 史料編』（1981年）に収められている。また、吉川一郎『大山崎史叢考』（創元社、1953年）も、史料を網羅している。なお本稿では、「離宮八幡宮文書」については出典を注記しない。
- 7 小林保夫「淀津の形成と展開——淀十一艘の成立をめぐって——」（『中世史研究』9号、中世史研究会、1984年）。田良島哲「中世淀津と石清水神人」（『史林』68巻4号、1985年）。
- 8 「中世都市の保について」（『大阪樟蔭女子大学論集』38号、2001年）。
- 9 畿内在地領主については、小西瑞恵「水走氏再論——畿内型武士団の特質と構造——」（阿部猛編『日本社会における王権と封建』所収、東京堂出版、1997年。後に『中世都市共同体の研究』所収、思文閣出版、2000年）、同「河内・和泉地域における南北朝内乱——楠木氏・和田氏を中心に——」（『大阪樟蔭女子大学論集』20・21号、1983・1984年）を参

照。

- 10 燈心文庫 林屋辰三郎編『兵庫北関入船納帳』(中央公論美術出版、1981年)。
- 11 松山宏『日本中世都市の研究』(大学堂書店、1973年) 81頁参照。
- 12 瀬田勝哉「中世の祇園御靈会——大政所御旅所と馬上役制——」(原題「中世祇園会の一考察——馬上役制をめぐって——」、『日本史研究』200号、1979年。後に『洛中洛外の群像——失われた中世京都へ——』所収、平凡社、1994年) 参照。
- 13 秋山国三・仲村研『京都「町」の研究』(法政大学出版局、1975年) 152頁参照。
- 14 小野晃嗣「卸売市場としての淀魚市の発達」(『歴史地理』65巻5・6号、1938年。後に『日本中世商業史の研究』所収、法政大学出版局、1989年)。
- 15 「大湊会合の発達」・「会合年寄家文書から見た都市行政」(『中世都市共同体の研究』所収) 参照。
- 16 今井修平「大山崎油座の近世的変貌」(『神戸女子大学史学』3号、1984年)。